

# 令和6年度 “まるごと元気” 地域コミュニティ活性化補助金

～地域の主体的・継続的な取組を支援します！～

**【第1次募集期間】**

**令和6年2月1日（木）～2月29日（木）**

- ※ 本募集は、本来、広島市の令和6年度予算が成立した後に行うべきものですが、年度の早い時期に取り組む活動にも対応できるよう、予算の成立前に行うものです。補助金の交付決定は、令和6年度（令和6年度予算の成立後）になります。
- ※ 第1次募集終了後の予算状況により、第2次募集を5～6月頃に行う予定です。



# こんな取組に対して補助金を交付します！

## 【趣旨】

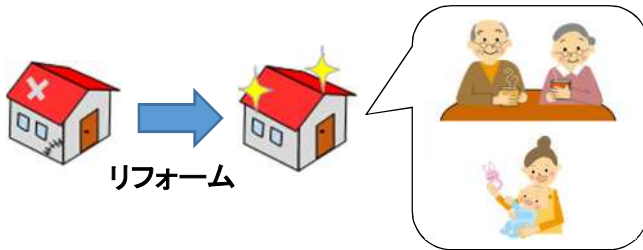
町内会・自治会、子ども会、地区社会福祉協議会又は広島型地域運営組織「ひろしまLMO」が地域コミュニティの活性化を図るため、**新たに、主体的・継続的に行う取組を支援（補助金を交付）**します。

## ① 地域活性化プランの作成



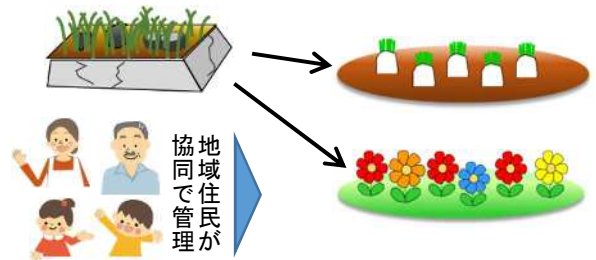
地域の活性化のために、住民が共通認識を持つためにプランを作成する場合に、**ワークショップ開催費用やプランの印刷費用等を補助**します。

## ② 空き家等を活用した住民間の交流拠点づくり



空き家等を活用して、地域住民の交流の場となる拠点を作る場合に、**リフォーム費用等を補助**します。

## ③ 空き地を活用した菜園・花壇づくり



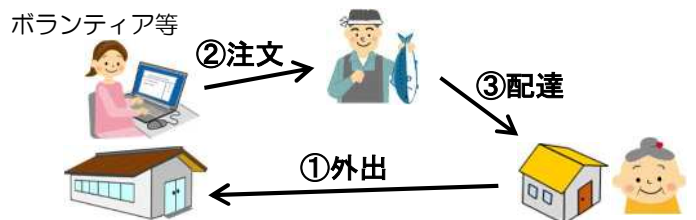
空き地を菜園・花壇として活用する場合などに、**材料や作業道具の購入費等を補助**します。

## ④ プラチナ世代・リタイア世代等の地域デビュー支援



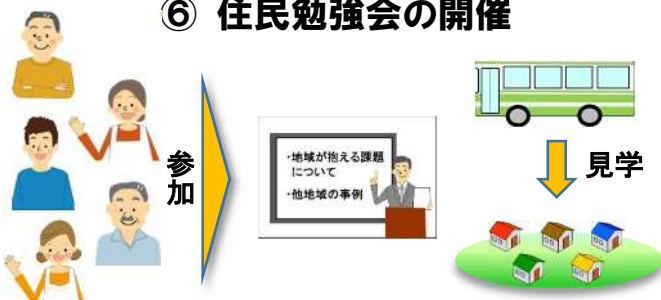
プラチナ世代・リタイア世代等の地域デビューのきっかけとなる講習会やイベントを開催する場合に、**講師の招へい費用やイベント開催費用等を補助**します。

## ⑤ 交流拠点におけるネットスーパー利用の環境づくり



買い物に不自由している方々を支援するために、集会所などの地域の交流拠点でネットスーパーが使えるようにする場合に、**パソコン購入費等を補助**します。

## ⑥ 住民勉強会の開催



地域が抱える課題等について住民が理解を深めるために、住民勉強会や他地域の見学を行う場合に、**講師の招へい旅費やバス借上げ費用等を補助**します。

## ⑦ 他の地域等との交流を図る活動の実施



農業体験、自然体験、地域の伝統行事への招待など地域外の人々に地域の良いところを知ってもらう取組を行う場合に、**取組に必要な費用を補助**します。

## ⑧ 子どもたちの思い出づくりの取組



子どもたちに自分たちの地域をもっと好きになってもらうための思い出づくりの取組を行う場合に、**取組に必要な費用を補助**します。

## ⑨ その他地域の活性化に資する地域独自の取組



新たな行事



空き家対策

子育て支援



高齢者の見守り

①～⑧以外の地域の活性化に資する地域独自の取組に対して、その**取組に必要な費用を補助**します。

## 補助対象団体

町内会・自治会（連合町内会等の連合組織を含む。）、子ども会（小学校区単位で結成された組織を含む。）、地区社会福祉協議会又は広島型地域運営組織「ひろしまLMO」

## 補助金額

### ①及び②の取組

補助率	補助限度額
補助対象経費の10分の10（全額）以内	50万円

### ③～⑨の取組

補助年度	補助率	補助限度額
初年度	補助対象経費の5分の5（全額）以内	10万円
2年度目	補助対象経費の5分の4以内	8万円
3年度目	補助対象経費の5分の3以内	6万円
4年度目	補助対象経費の5分の2以内	4万円
5年度目	補助対象経費の5分の1以内	2万円

※ 補助金の額に千円未満の端数が生じたときは、これを切り捨てるものとします。

※ 一団体が、①～⑨の複数の取組について同時に補助申請することもできます。本制度により補助申請することができるのは、各取組1回まで（「⑨その他地域の活性化に資する地域独自の取組」を除く。）です。

なお、補助期間が複数年の取組については、継続申請することができます。

## 申請方法等

補助金の交付を受けようとする団体は、地域コミュニティ活性化推進事業計画書【補助事業申請書】等の必要な書類を区役所の地域起こし推進課に提出してください。

### ＜申請時に必要な書類＞

- ・地域コミュニティ活性化推進事業計画書【補助事業申請書】
- ・事業計画書（取組の具体的な内容について記載したもの）
- ・収支予算書（取組の収支について記載したもの）
- ・申請することを申請団体の総会や役員会により決定したことを証する書類（議事録など）

申請後、市内部に設置する審査会において、取組の必要性、公益性、事業効果、実行性・継続性、先駆性・独創性について審査し、認められれば、補助金が交付されます。また、取組終了後には、実績報告書等の提出が必要になります。

※ 本制度の補助対象経費や補助金の交付の流れなどの詳細については、「“まるごと元気”地域コミュニティ活性化補助金 応募の手引」を御覧ください。応募の手引及び申請書類等の様式は、各区役所の地域起こし推進課で配布しています。また、市ホームページからダウンロードすることもできます。

# ～この補助金を使った取組事例！～

## 事例 広瀬地域に花と笑顔の憩いの場づくり

中区の広瀬地区では、公園内の花壇づくりを行っています。花壇の整備や水やりなどの維持管理を地域の皆さんが共同で行っており、活動を通じて地域に新たな交流が生まれ、花のある公園が憩いの場となっています。



## 事例 わんわんパトロールで声を掛け合うまちづくり

西区の庚午地区では、住民の地域コミュニティへのデビュー支援として、愛犬の散歩中に子どもの見守り活動を行う「わんわんパトロール」を実施しています。この取組により、地域で顔見知りを増やし、災害時などにも声を掛け合う地域づくりを進めています。



## 事例 子どもたちの思い出づくりの取組

安芸区のスカイレールタウンみどり坂では、団地内の公園で、フロアカーリングなど子どもから高齢者まで世代を超えて一緒に楽しむことができるスポーツ交流会を開催しています。この取組により、世代を超えた交流による地域コミュニティの活性化を目指しています。



## 事例 「ふれあいサロン陽だまり」の開設

佐伯区の五月が丘団地では、団地内の空き家を活用し、誰もが気軽に集まることができる地域住民の交流拠点「ふれあいサロン陽だまり」を開設しています。運営も住民ボランティアが行い、みんなで作る、みんなの憩いの場として、多くの住民に喜ばれています。



## 申請受付、問合せ先

### 各区役所地域起こし推進課

(申請団体が所在する区の地域起こし推進課に申請してください。)

区役所	電話番号	e-mail アドレス
中区地域起こし推進課	082-504-2546	na-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
東区地域起こし推進課	082-568-7704	hi-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
南区地域起こし推進課	082-250-8935	mi-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
西区地域起こし推進課	082-532-0927	ni-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安佐南区地域起こし推進課	082-831-4926	am-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安佐北区地域起こし推進課	082-819-3904	as-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
安芸区地域起こし推進課	082-821-4904	ak-chiiki@city.hiroshima.lg.jp
佐伯区地域起こし推進課	082-943-9705	sa-chiiki@city.hiroshima.lg.jp